

令和7年12月11日 美郷町農業委員会会議録

令和7年12月11日午後1時30分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	9番	高 橋 一 平
2番	継 田 竜 也	10番	深 沢 靖
3番	高 橋 広 樹	11番	齋 藤 美由木
4番	奥 山 秀 治	12番	高 橋 国 広
5番	小 西 嘉 之	14番	加 藤 堅之助
6番	深 田 秋 彦	15番	高 橋 秀 行
7番	山 田 貞 子	16番	細 井 千代文
8番	高 橋 孝 人		

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は、次のとおり

13番	佐々木 竜 孝
17番	高 橋 正 尚

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

局 長	加 藤 隆 輝
農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- | | | |
|-----|---------------|--|
| 第 1 | 議事録署名員の指名について | |
| 第 2 | 議案第39号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第 3 | 議案第40号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請） |

会長職務代理者 細井 千代文 午後1時59分本委員会の閉会を告げた。

令和7年12月11日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和7年12月11日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後1時30分
4. 閉 会 午後1時59分
5. 議事録署名委員 9番 高橋 一平
10番 深沢 靖

- 議 長 それでは、ただ今から令和7年第12回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、9番、高橋委員、10番、深沢委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第39号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第39号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第39号、申請番号79番から申請番号89番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号79番、千畑地区の田1筆、1,000㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、町外に居住しており耕作できないため、農地を手放したく、隣地を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
申請番号80番、六郷地区の田3筆、479㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、県外に居住しており耕作できないため、農地を手放したく、〇〇〇にあたる受人へ譲渡するものです。渡人の希望により対価はありません。
続きまして、使用貸借権です。
申請番号81番、仙南地区の田5筆、23,049㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。
申請番号82番、千畑地区の田23筆、64,019㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。
続きまして、賃貸借権です。

申請番号83番、千畑地区の田9筆、16,015㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴う契約変更です。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号84番、千畑地区の田14筆、18,689㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴う契約変更です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号85番、仙南地区の田5筆、13,734.51㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地をこれまで耕作していた方が、高齢により耕作できなくなったため、今回の受人が耕作するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号86番、仙南地区の田2筆、11,740㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号85番と同じです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号87番、仙南地区の田2筆、997.8㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地解消のためです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号88番、仙南地区の田1筆、5,074㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴う契約変更です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

続きまして、貸借権移転です。

申請番号89番、六郷地区の田1筆、1,001㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんで、両者は親子です。所有者は〇〇〇さんです。当該地は父から子への経営移譲で、使用貸借権を設定していましたが、渡人の勤務先の事情により、子から父へ貸借権を移転するものです。

申請番号79番から申請番号89番までの11件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第39号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号79番から申請番号89番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

15番委員 申請番号89番についてお聞きいたします。渡人、受人の貸付面積はこの面積になるのでしょうか。

事務局職員 親子で経営を移すということになるため、今回議案に上がっているものは、〇〇〇さん名義の農地に関して、お父さんから息子さんに貸借権を移転していたものを、もう一度息子さんからお父さんに貸借権を戻す手続きとなります。

それ以外の自作地については、使用貸借の解約となりますので、既に手続きは済ませております。

15番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号79番から申請番号89番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号79番から申請番号89番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第2、議案第39号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第3、議案第40号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第40号について事務局より説明願います。

- 農地調整班長 【 議案第40号、申請番号423番から申請番号452番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに、公社特例事業による所有権移転です。

以下2件の受人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は12月26日です。

申請番号423番、千畑地区の田1筆、5,404㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は高齢により、規模縮小のため農地を手放したく、近隣で耕作している受入へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号424番、六郷地区の田1筆、仙南地区の田2筆、計3,063㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は高齢により農地を手放したく、これまでも耕作していた受入へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

以下2件は11月総会で所有者から秋田県農業公社へ売買した案件です。

渡人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は12月26日です。

申請番号425番、千畑地区の田48筆、49,670㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号426番、千畑地区の田21筆、畑1筆、計18,060㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号427番、千畑地区の田6筆、3,221㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号428番、千畑地区の田12筆、14,630㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号429番、千畑地区の田5筆、5,600㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号430番、千畑地区の田2筆、7,241㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間

です。

申請番号431番、千畑地区の田2筆、1,907㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号432番、千畑地区の田1筆、893㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号433番、六郷地区の田4筆、2,267㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号434番、六郷地区の田4筆、4,113㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号435番、六郷地区の田21筆、9,709㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は19年3か月間です。

申請番号436番、六郷地区の田1筆、1,000㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は19年3か月間です。

申請番号437番、千畑地区の田1筆、2,964㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号438番、千畑地区の田2筆、5,874㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号439番、六郷地区の田22筆、15,166㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号440番、六郷地区の田9筆、11,821㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は19年間11か月間です。

申請番号441番、仙南地区の田14筆、13,338㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年1か月間です。

申請番号442番、仙南地区の田15筆、28,120㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号443番、仙南地区の田13筆、21,608㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号444番、仙南地区の田9筆、15,978㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。使用貸借で、期間は10年間です。

申請番号445番、仙南地区の田8筆、12,284㎡、渡人は〇〇〇さん、

受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号446番、仙南地区の田3筆、13,858㎡、渡人は〇〇〇さん、
受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年9か
月間です。

以下4件の受人は〇〇〇さんで、期間は10年間です。

申請番号447番、仙南地区の田2筆、1,745㎡、渡人は〇〇〇さんで、
賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号448番、仙南地区の田1筆、3,679㎡、渡人は〇〇〇さんで、
賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号449番、仙南地区の田3筆、8,128㎡、渡人は〇〇〇さんで、
賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号450番、仙南地区の田2筆、5,139㎡、渡人は〇〇〇さんで、
賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号451番、千畑地区の田4筆、3,588㎡、渡人は〇〇〇さん、
受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇
です。渡人は高齢により規模縮小したいため、隣接地を耕作している受人へ
権利移転するものです。

申請番号452番、六郷地区の田8筆、6,815㎡、渡人は〇〇〇さん、
受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇
です。鑓田南谷地地区の圃場整備事業に伴う農地の集積のため、権利移転す
るものです。

申請番号423番から申請番号452番の30件につきましては、農地中間
管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているもの
と考えられます。以上です。

●議 長 議案第40号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号423番から申請番号452番までについてですが、本人案件と家
族案件がありますので、まずは、申請番号423番から申請番号433番ま
でについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号423番から申請番号433番ま
でについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号423番から申請番号433番ま
でについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号434番と申請番号435番についてですが、本人案件です
ので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を
求めます。

○番委員 退席 午後1時52分

●議 長 それでは、申請番号434番と申請番号435番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号434番と申請番号435番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号434番と申請番号435番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後1時53分

●議 長 次に、申請番号436番から申請番号441番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号436番から申請番号441番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号436番から申請番号441番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号442番についてですが、家族案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後1時54分

●議 長 それでは、申請番号442番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号442番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号442番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後1時55分

●議 長 次に、申請番号443番から申請番号445番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号443番から申請番号445番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号443番から申請番号445番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号446番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後1時56分

●議 長 それでは、申請番号446番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号446番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号446番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後1時57分

●議 長 次に、申請番号447番から申請番号452番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号447番から申請番号452番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号447番から申請番号452番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第3、議案第40号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和7年第12回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後1時59分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年12月11日

美郷町農業委員会会長職務代理者 細 井 千 代 文

議事録署名委員 高 橋 一 平

議事録署名委員 深 沢 靖